

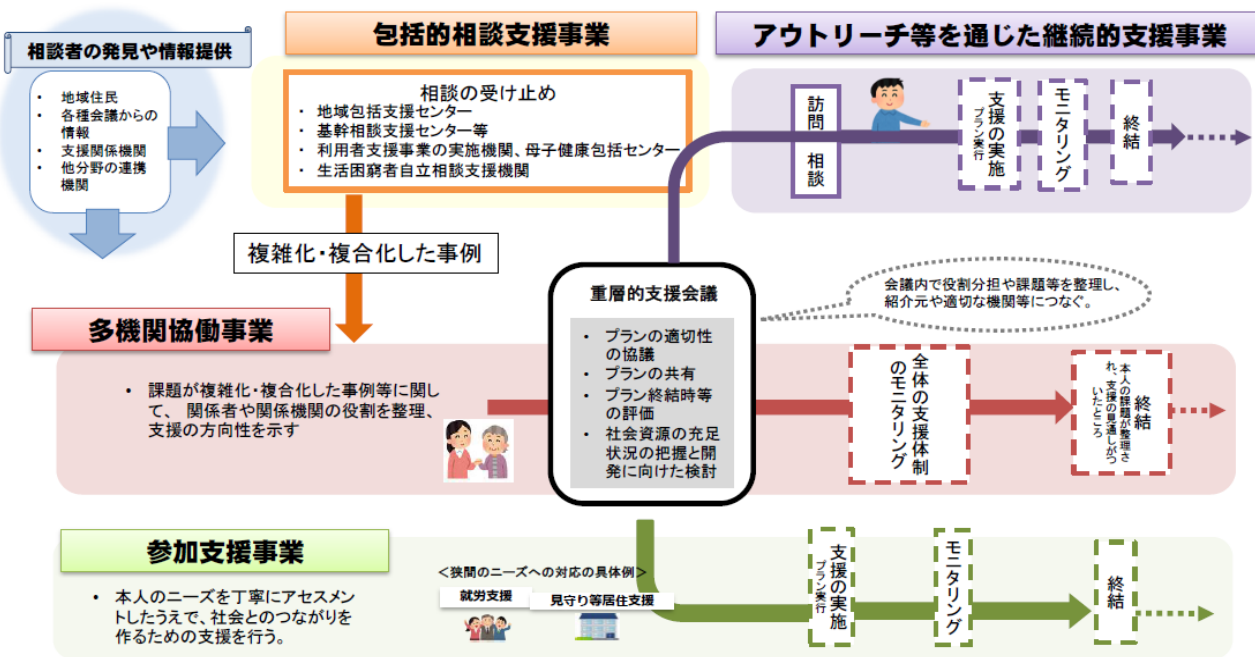
市川市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ①属性を問わない相談支援（包括的相談支援事業）
 - ②参加支援（参加支援事業）
 - ③地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）
- を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、

- ④多機関協働による支援（多機関協働事業）
 - ⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するもので、**本市では令和5年度から実施すること**とされています。（令和3年3月発行「第4期市川市地域福祉計画中間見直し版」）



地域づくりに向けた支援事業



2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画策定の法的根拠

市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされています。（社会福祉法第106条の5）

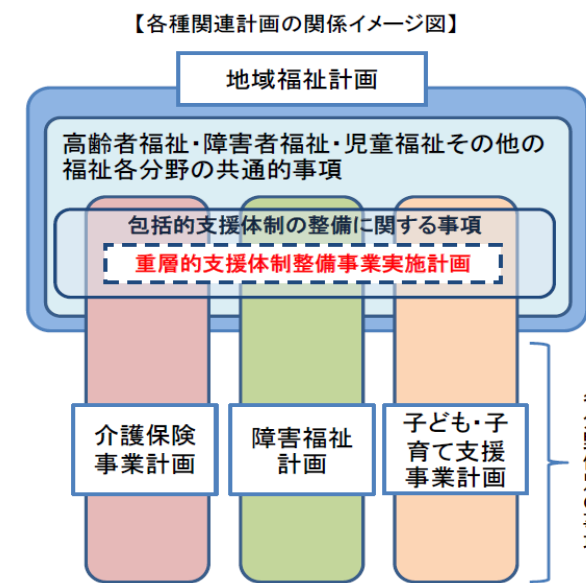
(2) 計画の内容

国が示す「重層的支援体制整備事業実施計画ガイドライン」によると、以下の4項目を盛り込むこととされています。

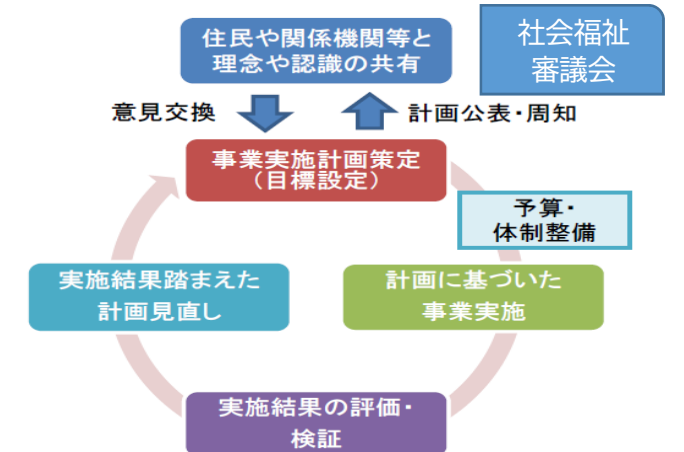
- ①重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
- ②重層事業について、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制に関する事項
- ③重層事業の事業目標・評価指標
- ④関係機関間の一体的な連携に関する事項

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけと社会福祉審議会の関係

重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各計画とも整合します。



社会福祉審議会は、市の計画策定に対して、地域の関係者全体による**地域共生社会に対する理解や意識の醸成**や、地域共生社会の実現に向けた取組への**主体的な参画・協働の場**として、意見の交換を行います。



(4) 事業実施計画策定スケジュール(案)

重層的支援体制整備事業を実施することとした令和5年度に向けて重層的支援体制整備事業実施計画を市内部で策定し、令和6年度からスタートする第5期地域福祉計画では重層計画を併せて記載する予定。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第4期地域福祉計画	[Bar spanning R4 to R11]							
重層計画		[Bar spanning R5 to R11]						
		第5期市川市地域福祉計画 (R6~R11) ※重層計画は第5期計画内に記載する						